

①件名
石巻震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 石巻市震災奨学金は、東日本大震災により父母を亡くした児童・生徒への修学支援として平成24年度より給付を開始した。寄附金は、奨学資金基金へ積立てを行い、石巻市震災奨学金給付事業へ充当している。 平成26年度には、当初の給付見込額を上回る額の寄附金が寄せられたことから、月額金のほかに一時金を支給し、給付の充実を図ってきた。 また、平成28年度には2名の未就学児の小学校入学により、未給付者がいなくなり、全対象者43名の給付が開始されることになる。 給付対象者及び給付額はほぼ確定しており、近日中に寄附額が給付見込額を上回ることが見込まれる。 【目的】 石巻市震災奨学生への給付額を確定し、事業に係る寄附金の受入れを終了する。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
○平成24年3月27日 「東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例」制定 月額金として、小学生1万円、中学生2万円、高校生3万円を給付 ○平成26年12月22日 「東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例」一部改正 一時金として、中学校卒業時30万円、高校卒業時50万円を給付（平成24年度に遡って支給） ○平成27年9月 震災関連死認定により、3名が震災孤児となり、平成26年7月に遡り奨学金を支給

⑤主な内容

○奨学生への給付額の確定

【給付額】 (単位：円)

	小学生	中学生	高校生
月額	10,000	20,000	30,000
年額	120,000	240,000	360,000
一時金		300,000	500,000

○平成28年3月31日をもって震災奨学金への寄附受入れを終了する。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

○東日本大震災により震災孤児となった児童・生徒への震災奨学金の財源として、当初、奨学資金基金の取崩しによることを想定しており、寄附金の受入れを終了しても奨学金貸与事業への特段の影響は生じない。

石巻市震災奨学金給付見込額 96,890,000円 43名（給付最終年度 平成39年度）
石巻市震災奨学金への寄附総額 94,348,638円 358団体（平成27年12月末現在）
全額充当まで 2,541,362円
奨学資金基金現在高 262,410,302円（平成27年12月末現在）

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県：寄附の受入れを継続中

【給付額】 (単位：円)

	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額	10,000	10,000	20,000	30,000
年額	120,000	120,000	240,000	360,000
一時金	150,000	200,000	600,000	360,000

※大学生等の一時金については震災時19歳以上で卒業時の一時金に該当しない場合給付

名取市：平成27年9月30日をもって受入れを終了

⑧今後の予定及び施行予定年月日

○市ホームページで告知

○継続的に寄附（2回以上）をいただいている個人・団体へ書面で終了のお知らせをする。

○受入れ終了後に寄附の申し出があった場合は、教育寄附金等の説明を行い、寄附者の意向に沿った受入先を案内する。

⑨その他

東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例は、給付が終了する平成39年度まで適用する。

【大学生に対する支援】

みちのく未来基金：年間上限300万円を給付（返済不要）